

改正案

現行

(定義)		(定義)	
第一条 「略」		第一条 「同上」	
2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。		2 「同上」	
「一〇十六 略」	「一〇十六 同上」	<p>(電気通信役務契約等状況報告等)</p> <p>第二条 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎四半期経過後一月以内（様式第一第二表、様式第二、様式第四、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の二の二）によるものについては、毎報告年度経過後二月以内）に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該四半期末（様式第一第二表、様式第二、様式第四、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の二の二）によるものについては、当該報告年度末）の契約等の状況について、書面又は別に定める磁気ディスクその他これに準ずるもの（以下「書面等」という。）により総務大臣に提出しなければならない。</p>	
「一七 L P W A サービス」	「新設」		
「一八 「略」	「同上」		
「一九 「略」	「同上」		
「二〇 「略」	「同上」		
(電気通信役務契約等状況報告等)	(電気通信役務契約等状況報告等)	<p>第二条 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎四半期経過後一月以内（様式第一第二表、様式第二、様式第四、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の二の二）によるものについては、毎報告年度経過後二月以内）に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該四半期末（様式第一第二表、様式第二、様式第四、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の二の二）によるものについては、当該報告年度末）の契約等の状況について、書面又は別に定める磁気ディスクその他これに準ずるもの（以下「書面等」という。）により総務大臣に提出しなければならない。</p>	
対象役務	対象役務		
「略」	「同上」		
IP-VPNサービス 広域イーサネットサービス	IP-VPNサービス 広域イーサネットサービス		
LPWAサービス	LPWAサービス		
報告対象事業者	報告対象事業者	<p>第一条 「同上」</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〇十六 略」</p> <p>「一七 L P W A サービス」</p> <p>「一八 「略」</p> <p>「一九 「略」</p> <p>「二〇 「略」</p> <p>(電気通信役務契約等状況報告等)</p> <p>第二条 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎四半期経過後一月以内（様式第一第二表、様式第二、様式第四、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の二の二）によるものについては、毎報告年度経過後二月以内）に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該四半期末（様式第一第二表、様式第二、様式第四、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の二の二）によるものについては、当該報告年度末）の契約等の状況について、書面又は別に定める磁気ディスクその他これに準ずるもの（以下「書面等」という。）により総務大臣に提出しなければならない。</p>	
「略」	「略」		
自ら設定したネットワークを用いて仮想閉域網を設定する電気通信事業者	自ら設定したネットワークを用いて仮想閉域網を設定する電気通信事業者		
様式第十五	様式第十五		
様式第十五の二	様式第十五の二		
者	者	<p>第一条 「同上」</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〇十六 略」</p> <p>「一七 L P W A サービス」</p> <p>「一八 「略」</p> <p>「一九 「略」</p> <p>「二〇 「略」</p> <p>(電気通信役務契約等状況報告等)</p> <p>第二条 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎四半期経過後一月以内（様式第一第二表、様式第二、様式第四、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の二の二）によるものについては、毎報告年度経過後二月以内）に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該四半期末（様式第一第二表、様式第二、様式第四、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の二の二）によるものについては、当該報告年度末）の契約等の状況について、書面又は別に定める磁気ディスクその他これに準ずるもの（以下「書面等」という。）により総務大臣に提出しなければならない。</p>	
次	次		
一の電気通信設備（電波法施行規則第六条第四項第二号(1)、(3)若しくは第三号又は第十六条第十号に掲げる無線局の無線設備に限る。以下第二号及び様式第十五の二において同じ。）を設置してLPWAサービスを提供する電気通信事業者	一の電気通信設備（電波法施行規則第六条第四項第二号(1)、(3)若しくは第三号又は第十六条第十号に掲げる無線局の無線設備に限る。以下第二号及び様式第十五の二において同じ。）を設置してLPWAサービスを提供する電気通信事業者		
様式第十五の二	様式第十五の二		
者	者		

<p>仮想移動電気通信サービ ス</p>	<p>仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者であつて、四半期末における仮想移動電気通信サービスの契約数が三万以上であるもの</p>	<p>様式第十五の三</p>
<p>二 LPWAサービスに係る電気通信設備を設置している他の電気通信事業者の電気通信回線設備と接続し、又は当該電気通信事業者から卸電気通信業務の提供を受けてLPWAサービスを提供する電気通信事業者であつて、四半期末におけるLPWAサービスの回線数が三万以上であるもの</p>	<p>二 LPWAサービスに係る電気通信設備を設置している他の電気通信事業者の電気通信回線設備と接続し、又は当該電気通信事業者から卸電気通信業務の提供を受けてLPWAサービスを提供する電気通信事業者であつて、四半期末におけるLPWAサービスの回線数が三万以上であるもの</p>	<p>様式第十五の三</p>
<p>ドメイン名電気通信役務</p>	<p>ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者</p>	<p>様式第十五の四</p>

2 電気通信事業法施行規則様式第四の表の一から三十一までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものを提供する電気通信事業者は、様式第十五の五により、毎報告年度経過後一月以内に、当該電気通信役務に関する当該報告年度末の契約の状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、前項の表報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者が行う同表報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務については、この限りでない。

【一・二 略】

【三・四 略】

様式第3 (第2条第1項関係)

<p>仮想移動電気通信サービ ス</p>	<p>仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者であつて、四半期末における仮想移動電気通信サービスの契約数が三万以上であるもの</p>	<p>様式第十五の二</p>
<p>二 LPWAサービスに係る電気通信設備を設置している他の電気通信事業者の電気通信回線設備と接続し、又は当該電気通信事業者から卸電気通信業務の提供を受けてLPWAサービスを提供する電気通信事業者であつて、四半期末におけるLPWAサービスの回線数が三万以上であるもの</p>	<p>二 LPWAサービスに係る電気通信設備を設置している他の電気通信事業者の電気通信回線設備と接続し、又は当該電気通信事業者から卸電気通信業務の提供を受けてLPWAサービスを提供する電気通信事業者であつて、四半期末におけるLPWAサービスの回線数が三万以上であるもの</p>	<p>様式第十五の二</p>
<p>ドメイン名電気通信役務</p>	<p>ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者</p>	<p>様式第十五の三</p>

2 電気通信事業法施行規則様式第四の表の一から三十までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものを提供する電気通信事業者は、様式第十五の四により、毎報告年度経過後一月以内に、当該電気通信役務に関する当該報告年度末の契約の状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、前項の表報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者が行う同表報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務については、この限りでない。

【一・二 同上】

【三・四 同上】

様式第3 (第2条第1項関係)

【第1表 略】  
第2表

電気通信役務契約等状況報告  
契約数等

サービスの種類 \_\_\_\_\_ 年 月 日現在  
事業者名 \_\_\_\_\_

1 契約数等		事業者名
報告事項	契約数等	( )
契約数		
接続に係るMVNO		
MNOであるMVNO		
契約数が3万以上であるMVNO		
事業者数		( )
接続に係るMVNO		
MNOであるMVNO		
参考事項		
2 MVNOの事業者名及び法人番号		
契約数が3万以上であるMVNO	契約数が3万未満であるMVNO	
事業者名	事業者名	法人番号

【注1～9 略】

10 法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15号に規定する法人番号をいう。以下同じ。）がない場合に  
あつては、住所を記載すること。

11 記載する事業者名の数に及び、項を適宜追加すること。

12 略

様式第8（第2条第1項関係）

【第1表 略】

第2表

電気通信役務契約等状況報告  
契約数等

サービスの種類 F T T Hアクセスサービス 年 月 日現在

【第1表 同左】  
第2表

電気通信役務契約等状況報告  
契約数等

サービスの種類 \_\_\_\_\_ 年 月 日現在  
事業者名 \_\_\_\_\_

1 契約数等		事業者名
報告事項	契約数等	( )
契約数		
接続に係るMVNO		
MNOであるMVNO		
契約数が3万以上であるMVNO		
事業者数		( )
接続に係るMVNO		
MNOであるMVNO		
事業者名	契約数が3万以上であるMVNO	契約数が3万未満であるMVNO
参考事項		

【注1～9 同左】

【新設】

【新設】

10 同左

様式第8（第2条第1項関係）

【第1表 同左】

第2表

電気通信役務契約等状況報告  
契約数等

サービスの種類 F T T Hアクセスサービス 年 月 日現在

事業者名 \_\_\_\_\_

1 卸契約数の都道府県別及び態様別の分計  
[表 略]

2 卸先事業者の名称及び法人番号

事業者名	法人番号
参考事項	

3 契約数が3万以上の卸先事業者の卸契約数等

事業者名	法人番号	共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの	共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの	合計
合計				
参考事項				

[注1～3 略]

4 法人番号がない場合にあつては、住所を記載すること。

5 [略]

6 「3 契約数が3万以上の卸先事業者の卸契約数等」については、共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの及び共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものごとに契約数を記載すること。

7・8 [略]

様式第8の2 (第2条第1項関係)

電気通信役務契約等状況報告			
契約数等			
サービスの種類	FTTHアクセスサービス		
年	月	日	現在
事業者名		法人番号	
1 卸元事業者別の卸契約数等			
卸元事業者名	法人番号	卸契約数	最終利用者との契約数
		共同住宅等内にVDSL設備	共同住宅等内にVDSL設備

事業者名 \_\_\_\_\_

1 卸契約数の都道府県別及び態様別の分計  
[表 同左]

2 卸先事業者の数及び名称

事業者数	
事業者名	
参考事項	

3 契約数が3万以上の卸先事業者の名称及び卸契約数

事業者名	共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの	共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの	合計
合計			
参考事項			

[注1～3 同左]

[新設]

4 [同左]

5 「3 契約数が3万以上の卸先事業者の名称及び卸契約数」については、共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの及び共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものごとに契約数を記載すること。

6・7 [同左]

様式第8の2 (第2条第1項関係)

電気通信役務契約等状況報告			
契約数等			
サービスの種類	FTTHアクセスサービス		
年	月	日	現在
事業者名			
1 卸元事業者別の卸契約数等			
卸元事業者名	卸契約数	最終利用者との契約数	共同住宅等内にVDSL設備
		共同住宅等内にVDSL設備	共同住宅等内にVDSL設備

		SL設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの	SL設備その他の電気通信設備を用いるもの
合計			
参考事項			
2 再卸先事業者の名称及び再卸契約数			
再卸先事業者名	法人番号	再卸契約数	
合計			
参考事項			

[注1・2 略]

- 3 法人番号がない場合にあつては、住所を記載すること。
- 4～7 [略]

様式第8の3 (第2条第1項関係)

電気通信役務契約等状況報告  
卸元事業者名等

年 月 日現在

サービスの種類 FTTHアクセスサービス

事業者名  
法人番号

卸元事業者名	卸元事業者の法人番号	再卸先事業者名	再卸先事業者の法人番号
参考事項			

[注1・2 略]

- 3 法人番号がない場合にあつては、住所を記載すること。
- 4～6 [略]

様式第13 (第2条第1項関係)

[第1表 略]

第2表

電気通信役務契約等状況報告  
契約数等

	用いるもの以外のもの	用いるもの
合計		
参考事項		
2 再卸先事業者の名称及び再卸契約数		
再卸先事業者名	再卸契約数	
合計		
参考事項		

[注1・2 同左]

- [新設]
- 3～6 [同左]

様式第8の3 (第2条第1項関係)

電気通信役務契約等状況報告  
卸元事業者名、再卸先事業者名

年 月 日現在

サービスの種類 FTTHアクセスサービス

事業者名  
再卸先事業者名

卸元事業者名	再卸先事業者名
参考事項	

[注1・2 同左]

- [新設]
- 3～5 [同左]

様式第13 (第2条第1項関係)

[第1表 同左]

第2表

電気通信役務契約等状況報告  
契約数等

年 月 日現在

サービスの種類 BWAアクセスサービス

事業者名

1 契約数等

報告事項	契約数等
契約数	( )
継続に係るMVNO	
MNOであるMVNO	
契約数が3万以上であるMVNO	
事業者数	( )
継続に係るMVNO	
MNOであるMVNO	
参考事項	

2 MVNOの事業者名及び法人番号

契約数が3万以上であるMVNO	事業者名	法人番号
事業者名	法人番号	事業者名
		法人番号

[注1～8 略]

9 法人番号がない場合にあつては、住所を記載すること。

10 記載する事業者名の数に応じ、項を適宜追加すること。

11 [略]

様式第15の2(第2条第1項関係)

電気通信役務契約等状況報告

契約数等

年 月 日現在

サービスの種類 LPWAサービス

事業者名

報告事項	契約数等
契約数	
回線数	
基地局数	
参考事項	

年 月 日現在

サービスの種類 BWAアクセスサービス

事業者名

1 契約数等

報告事項	契約数等
契約数	( )
継続に係るMVNO	
MNOであるMVNO	
契約数が3万以上であるMVNO	
事業者数	( )
継続に係るMVNO	
MNOであるMVNO	
事業者名	契約数が3万以上であるMVNO
参考事項	

[注1～8 同左]

[新設]

[新設]

9 [同左]

[新設]

- 注1 基地局数には、自ら設置した電気通信設備を用いる基地局の数を記載すること。
- 2 他の電気通信事業者に対して、卸電気通信設備の提供又は電気通信設備の接続により自ら設置した当該基地局を提供している場合は、「参考事項」の項に電気通信事業者の別ごとに提供している基地局の数を記載すること。
- 3 他の電気通信事業者から、卸電気通信設備の提供又は電気通信設備の接続によりLPWAサービスに係る基地局の提供を受けている場合には、「参考事項」の項に電気通信事業者の別ごとに提供を受けている基地局の数を記載すること。
- 4 注2及び注3に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第15の3 (第2条第1項関係)

電気通信役務契約等状況報告  
契約数等

年 月 日現在

サービスの種類 仮想移動電気通信サービス

事業者名  
法人番号

1 仮想移動電気通信サービスの契約数等

種別	提供元事業者名	区分				合計
		再卸	SIMカード型	通信モジュール	単純再販 その他	
携帯電話に係るもの						
PHSに係るもの						
BWAブラスサービスに係るもの						
参考事項						

2 MVNOの事業者名及び法人番号

契約数が3万以上であるMVNO

契約数が3万未満であるMVNO

様式第15の2 (第2条第1項関係)

電気通信役務契約等状況報告  
契約数等

年 月 日現在

サービスの種類 仮想移動電気通信サービス

事業者名

1 仮想移動電気通信サービスの契約数等

種別	提供元事業者名	区分				合計
		再卸	SIMカード型	通信モジュール	単純再販 その他	
携帯電話に係るもの						
PHSに係るもの						
BWAブラスサービスに係るもの						
参考事項						

2 MVNOの事業者名

事業者名	契約数が3万以上であるMVNO	
	契約数が3万未満であるMVNO	

事業者名	法人番号	事業者名	法人番号
------	------	------	------

[注 1 略]

- 2 法人番号がない場合にあつては、住所を記載すること。
- 3～9 [略]
- 10 「2 MVNOの事業者名及び法人番号」については、仮想移動電気通信サービスを御電気通信役務として提供しているMVNOの名称及び法人番号を記載すること。また、記載する事業者名の数に応じ、項を適宜追加すること。
- 11 [略]

様式第15の3の2 (第2条第1項関係)

電気通信役務契約等状況報告	
事業者名及び法人番号	
サービスの種類	仮想移動電気通信サービス
	事業者名 法人番号
	年3月31日現在
参考事項	

注 1 「事業者名」の欄には、仮想移動電気通信サービスを御電気通信役務として提供している

他の電気通信事業者の名称を記載すること。

- 2 法人番号がない場合にあつては、住所を記載すること。
- 3 記載する事業者名の数に応じ、項を適宜追加すること。
- 4・5 [略]

様式第15の4 (第2条第1項関係)

[略]

様式第15の5 (第2条第2項関係)

[略]

様式第20の2 (第2条の2第1項関係)

第1表

—契約当たりの通信量等報告

サービスの種類 三・九一四世代携帯電話アクセスサービス

事業者名

年 月 分

[注 1 同左]

- [新設]
- 2～8 [同左]
  - 9 「2 MVNOの事業者名」については、仮想移動電気通信サービスを御電気通信役務として提供しているMVNOの名称を記載すること。
  - 10 [同左]

様式第15の2の2 (第2条第1項関係)

電気通信役務契約等状況報告	
事業者名	
サービスの種類	仮想移動電気通信サービス
	事業者名
	年3月31日現在
参考事項	

注 1 「事業者名」の欄には、仮想移動電気通信サービスを御電気通信役務として提供している

他の電気通信事業者の名称を記載すること。

- [新設]
- 2・3 [同左]

様式第15の3 (第2条第1項関係)

[同左]

様式第15の4 (第2条第2項関係)

[同左]

様式第20の2 (第2条の2第1項関係)

—契約当たりの通信量等報告

サービスの種類 三・九一四世代携帯電話アクセスサービス

事業者名

件数

年 月 分

—契約当たりの一月に利用された通信量



一契約当たりの一月に利用された通信量 (G B)	件数
0～1未滿	
1～2未滿	
2～3未滿	
3～4未滿	
4～5未滿	
5～8未滿	
8～10未滿	
10～20未滿	
20～30未滿	
30～50未滿	
50～100未滿	
100以上	
合計	
参考事項	

注1 「件数」の欄には、三・九一四世代携帯電話アクセスサービス（通信モジュール向けに提供されるものを除く。以下この様式及び様式第 20 の3において同じ。）の契約数（仮想移動電気通信サービスを提供する他の電気通信事業者のものを除く。以下この様式及び様式第 20 の3において同じ。）について、毎四半期の最終月における一契約当たりの利用された通信量ごとに記載すること。

2 段階型定額制（二を超える数の定額制料金があらかじめ定められており、一契約当たりの一月に利用された通信量に応じた定額制料金が適用される料金プランをいう。以下同じ。）の契約に係る通信量ごとの契約数については件数に含めず、「参考事項」の項に段階型定額制に係る回線数の合計数を記載すること。

3 注2に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

4 〔略〕

第2表

一契約当たりの通信量等報告	年 月分
サービスの種類 三・九一四世代携帯電話アクセスサービス	事業者名
一契約当たりの一月に利用された通信量	件数

(G B)	
0～1未滿	
1～2未滿	
2～3未滿	
3～4未滿	
4～5未滿	
5～8未滿	
8～10未滿	
10～20未滿	
20～30未滿	
30以上	
合計	
参考事項	

注1 「件数」の欄には、三・九一四世代携帯電話アクセスサービス（通信モジュール向けに提供されるものを除く。）の契約数（仮想移動電気通信サービスを提供する他の電気通信事業者のものを除く。）について、毎四半期の最終月における一契約当たりの利用された通信量ごとに記載すること。

〔新設〕

2 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

3 〔同左〕

〔新設〕

(G B)	
0～1未滿	
1～2未滿	
2～3未滿	
3～4未滿	
4～5未滿	
5～8未滿	
8～10未滿	
10～20未滿	
20～30未滿	
30～50未滿	
50～100未滿	
100以上	
合計	
参考事項	

注1 「件数」の欄には、三・九一四世代携帯電話アクセスサービスの契約数について、毎四半期の最終月における一契約当たり月の利用された通信量ごとに記載すること。なお、通信容量共有制（特定の回線の一契約当たりの一月に利用される通信量の上限（以下この表及び様式第20の3において「通信容量」という。）を、他の回線（自らは利用可能な通信容量を有しない回線に限る。以下同じ。）が共有して利用できる料金プランをいう。以下同じ。）の設定がある場合は、通信容量を共有して利用する回線（以下「共有回線」という。）が利用した通信量の合計ごとに契約数を記載すること。

2 段階型定額制の回線及び当該回線と通信容量を共有して利用する回線（自らは利用可能な通信容量を有しない回線に限る。）の契約数については「件数」の欄に含めず、「参考事項」の項にその合計数を記載すること。

3 注2に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第20の3（第2条の2第2項関係）

料金に関する契約状況報告		年 月 日現在
サービスの種類	三・九一四世代携帯電話アクセスサービス	事業者名
プラン		契約数
従量制		

様式第20の3（第2条の2第2項関係）

料金に関する契約状況報告		年 月 日現在
サービスの種類	三・九一四世代携帯電話アクセスサービス	事業者名
プラン		契約数
従量制		

定額制	
○G B 上限	
○G B 上限	
○G B 上限	
○G B 上限	
○G B 上限	
○G B 上限	
○G B 上限	
○G B 上限	
○G B 上限	
○G B 上限	
上限なし	
段階型定額制	
通信容量共有制	
参考事項	

注1 「プラン」の欄には、自らが設定する三・九一四世代携帯電話アクセスサービスに係る料金プランについて、従量制、定額制、段階型定額制及び通信容量共有制の別並びに定額制の通信容量に応じて設定された料金区分を記載すること。

2 「契約数」の欄には、三・九一四世代携帯電話アクセスサービスの契約数について、プランの区分ごとに記載すること。

3 契約数のうち、共有回線に係るものについては、一の共有回線の通信容量の区分ごとにその合計数を記載すること。また、共有回線に係る契約数のうち、自らは利用可能な通信容量を有しない回線に係るものについては、「通信容量共有制」の区分にその合計数を記載すること。

4 段階型定額制に係る契約数は、「段階型定額制」以外の料金区分の契約数には含まれないこと。

5・6 [略]

様式第23の9（第4条の6第1項関係）

提供する電気通信役務の名称等に関する報告

年 月 日現在

サービスの別表種類（別表の号番号を記載すること。  
複数の別表種類を一体として提供しているサービスについては、その該当する複数の号番号を記載すること。以下同じ。）

定額制	
○G B 上限	
○G B 上限	
○G B 上限	
○G B 上限	
○G B 上限	
○G B 上限	
○G B 上限	
○G B 上限	
○G B 上限	
○G B 上限	
上限なし	
参考事項	

注1 「プラン」の欄には、自らが設定する三・九一四世代携帯電話アクセスサービス（通信モジュール向けに提供されるものを除く。）に係る料金プランについて、従量制及び定額制の別並びに一契約当たりの一月に利用される通信量の上限に応じて設定された料金区分を記載すること。

2 「契約数」の欄には、三・九一四世代携帯電話アクセスサービス（通信モジュール向けに提供されるものを除く。）の契約数（仮想移動電気通信サービスを提供する他の電気通信事業者のものを除く。）について、プランの区分ごとに記載すること。

[新設]

[新設]

3・4 [同左]

様式第23の9（第4条の6第1項関係）

提供する電気通信役務の名称等に関する報告

年 月 日

サービスの別表種類（別表の号番号を記載すること。  
複数の別表種類を一体として提供しているサービスについては、その該当する複数の号番号を記載すること。以下同じ。）

事業者名  
法人番号

電話番号  
電子メールアドレス

[表 略]

注1 サービスの別表種類に記載する内容ごとに別業とすること。なお、当該内容により特定されるサービスの範囲を更に区分する場合には、「参考事項」の項に当該区分を特定するに足りる事項を記載して別業とすることで足りる。

[2～4 略]

5 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

[6 略]

様式第23の10（第4条の6第2項関係）

第1表

書面解除に関する契約状況等報告

年 月 日現在

サービスの別表種類

事業者名  
法人番号  
電話番号  
電子メールアドレス

[表 略]

注1 サービスの別表種類に記載する内容ごとに別業とすること。なお、当該内容により特定されるサービスの範囲を更に区分する場合には、それぞれ別の区分ごとに、「参考事項」の項に当該区分を特定するに足りる事項を記載して別業とすることで足りる。

事業者名  
法人番号 （行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、当該法人番号がない場合にあつては、住所を記載すること。以下同じ。）

電話番号  
電子メールアドレス

[表 同左]

注1 サービスの別表種類に記載する内容ごとに別業とすること。なお、当該内容により特定されるサービスの範囲を更に区分する場合には、それぞれ別の区分ごとに、「参考事項」の欄に当該区分を特定するに足りる事項を記載して別業とすることで足りる。

[2～4 同左]

5 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。

[6 同左]

様式第23の10（第4条の6第2項関係）

第1表

書面解除に関する契約状況等報告

年 月 日

サービスの別表種類

事業者名  
法人番号  
電話番号  
電子メールアドレス

[表 同左]

注1 サービスの別表種類に記載する内容ごとに別業とすること。なお、当該内容により特定されるサービスの範囲を更に区分する場合には、それぞれ別の区分ごとに、「参考事項」の欄に当該区分を特定するに足りる事項を記載して別業とすることで足りる。

- [2 略]
- 3 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。  
[4 略]

第2表

確認措置契約に関する契約状況等報告	
	年 月 日現在
サービスの別表種類	事業者名 法人番号 電話番号 電子メールアドレス
[表 略]	

- 注1 サービスの別表種類に記載する内容ごとに別業とすること。なお、当該内容により特定されるサービスの範囲を更に区分する場合には、それぞれの区分ごとに、「参考事項」の項に当該区分を特定するに足りる事項を記載して別業とすることとする。
- [2・3 略]
- 4 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。  
[5 略]

様式第23の11(第4条の6第3項関係)

媒介等業務受託者の名称等に関する報告	
	年 月 日現在
サービスの別表種類	事業者名 法人番号 電話番号 電子メールアドレス
[表 略]	

- 注1 サービスの別表種類に記載する内容ごとに別業とすること。なお、当該内容により特定されるサービスの範囲を更に区分する場合には、それぞれの区分ごとに、「参考事項」の項に当該区分を特定するに足りる事項を記載して別業とすることとする。
- [2～7 略]
- 8 各欄において、記載すべき内容を電気通信事業者が把握していない場合については、当該欄に「不明」と記載すること。この場合において、記載すべき内容を把握していない理由を「参考事項」の項に記載すること。

- [2 同左]
- 3 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。  
[4 同左]

第2表

確認措置契約に関する契約状況等報告	
	年 月 日
サービスの別表種類	事業者名 法人番号 電話番号 電子メールアドレス
[表 同左]	

- 注1 サービスの別表種類に記載する内容ごとに別業とすること。なお、当該内容により特定されるサービスの範囲を更に区分する場合には、それぞれの区分ごとに、「参考事項」の欄に当該区分を特定するに足りる事項を記載して別業とすることとする。
- [2・3 同左]
- 4 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。  
[5 同左]

様式第23の11(第4条の6第3項関係)

媒介等業務受託者の名称等に関する報告	
	年 月 日
サービスの別表種類	事業者名 法人番号 電話番号 電子メールアドレス
[表 同左]	

- 注1 サービスの別表種類に記載する内容ごとに別業とすること。なお、当該内容により特定されるサービスの範囲を更に区分する場合には、それぞれの区分ごとに、「参考事項」の欄に当該区分を特定するに足りる事項を記載して別業とすることとする。
- [2～7 同左]
- 8 各欄において、記載すべき内容を電気通信事業者が把握していない場合については、当該欄に「不明」と記載すること。この場合において、記載すべき内容を把握していない理由を「参考事項」の欄に記載すること。

9 その他注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。  
[10 略]

9 その他注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。  
[10 同左]

## 附 則

### (施行期日)

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成三十年四月一日以降である報告から適用する。ただし、この省令による改正後の様式第二十二及び様式第二十三については、報告期限が平成三十年七月一日以降である報告から適用する。